

## 【第2条】 定義

### 条文

#### ④ 定義

第1項 この法律において「労働者」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう。

第2項 この法律において「使用者」とは、その使用する労働者に対して賃金を支払う者をいう。

### 解説

#### (1) 趣旨



#### ・趣旨

法第2条は、法の対象である「労働契約」の締結当事者としての「労働者」及び「使用者」について、その定義を明らかにしたものです。

#### (2) 労働者(第1項関係)

- ① 法第2条第1項の「労働者」とは、「使用者」と相対する労働契約の締結当事者であり、「使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者」のすべてが含まれるものです。
- ② 法第2条第1項の「労働者」に該当するか否かは、同項に「使用者に使用されて」と規定されているとおり、労務提供の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素を勘案して総合的に判断し、使用従属関係が認められるか否かにより判断されるものであり、これが認められる場合には、「労働者」に該当するものです。これは、労働基準法第9条の「労働者」の判断と同様の考え方です。
- ③ 民法第623条の「雇用」の労働に従事する者は、法第2条第1項の「労働者」に該当するものです。また、民法第632条の「請負」、同法第643条の「委任」又は非典型契約で労務を提供する者であっても、契約形式にとらわれず実態として使用従属関係が認められる場合には、法第2条第1項の「労働者」に該当するものです。
- ④ 法第2条第1項の「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいうものです。これは、労働基準法第11条の「賃金」と同義です。

#### (2) 使用者(第2項関係)

法第2条第2項の「使用者」とは、「労働者」と相対する労働契約の締結当事者であり、「その使用する労働者に対して賃金を支払う者」をいうものです。したがって、個人企業の場合はその企業主個人を、会社その他の法人組織の場合はその法人そのものをいうものです。これは、労働基準法第10条の「事業主」に相当するものであり、同条の「使用者」より狭い概念です。